

手続保障上の違法(憲法第 31 条違反)を明示した再審訴状の理由部分です。本書の「第 3 民事訴訟法第 338 条 1 項 9 号該当事由」にて、裁判所が脱法行為を許容する、そのからくりを指摘しています。尚、本再審事件の事件番号は、平成 21 年(ム)第 156 号です。

再 審 の 訴 状

平成 21 年 9 月 24 日

東京高等裁判所 御中

再 審 原 告 戸 崎 貴 裕 ㊞

(再審事由以外の部分は省略しています。)

再 審 の 事 由

目 次

- 第 1 再審の事由 (民事訴訟法第 338 条該当事由)
- 第 2 再審の訴えに至る経緯
- 第 3 民事訴訟法第 338 条 1 項 9 号該当事由
- 第 4 関連事件で明らかとなった事実の援用

本 文

第 1 再審の事由

- 1 本件訴えでは、民事訴訟法第 338 条 1 項 9 号「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。」を再審事由とする。

第 2 再審の訴えに至る経緯

- 1 原審において、再審原告(以下「原告」という。)は、再審被告医療法人社団碧水会長谷川病院(以下「被告長谷川病院」という。)、再審被告戸崎順子及び同戸崎行男(以下「被告順子」及び「被告行男」という。)を被控訴人として、被告長谷川病院については原告に対する医療保護入院措置(以下「本件入院」という。)の違法を、被告順子及び被告行男に対しては虚偽症状の報告や原告を違法拉致(以下「本件拉致」という。)する依頼等により本件入院を準備した違法、そして同 3 名について、精神医療悪用による犯罪行為等の隠蔽を訴えた。
- 2 その後、原告は、原審において明らかとなった本件事案の関与者ら、

すなわち、本件入院の判断において診断材料とされた報告書（以下「本件報告書」という。）を無断作成し無断交付した精神保健福祉士**精神保健福祉士 T**、被告長谷川病院に対して同じく本件入院の診断材料とされた入院紹介書（以下「本件紹介書」という。）を無断交付し被告順子に対し被告長谷川病院を紹介して違法な移送手段を教えた精神科医高橋龍太郎、及び、本件拉致を実行した敷島警備保障有限会社を被告とし、損害賠償を求める訴えを提起した（平成20年（ワ）第3978号損害賠償（医）請求事件。以下「関連事件1」という。）。

3 さらに、関連事件1を通じ明らかとなった本件事案全体の経過から、本件拉致即日に診断及び入院の必要性の判断を行った長谷川病院医師宮内茂を被告とし、損害賠償等を求める訴えを提起した（平成21年（ワ）第11635号損害賠償等（医）請求事件。以下「関連事件2」という。）。

4 尚、上記事件がそれぞれ別訴となったのは、本件再審被告らによる、本件経緯、関与者や診断材料についての事実隠蔽が原因であり、原告の非ではない。このことは、第1審請求の趣旨からも明らかである。

5 本件再審の訴えにおける再審事由は、原告が、上記2件の関連事件を通して明らかとなった本件事案全体の経緯から、同経緯を医療保護入院実現の手續としてみることができるようになり、同手續における手續保障上の違法を請求の基礎として主張するに至り（同2事件それぞれにおいて同旨の準備書面を平成21年8月31日付で提出している。）、同観点から原判決を精査した結果、原判決では、認定された事実及び適用すべき法令から判断されるべき手續保障上の違法があるにもかかわらず、適用すべき条文を取り違え、本来適用されるべき法令の要求に対する判断を遺脱して脱法行為を許容した違法、すなわち判決に影響を及ぼすべき判断の遺脱のあることを発見し、これが再審事由として成立すると考えた事由である。

6 尚、被告順子及び被告行男に対する請求額が 490 万円と縮小されているのは、すでに同人らが本件において 10 万円の損害賠償命令につき支払いを履行しているためである。

第3 民事訴訟法第 338 条 1 項 9 号該当事由

1 原判決には、以下の通り、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下単に「法」という。）の要求に反し、違法な拉致監禁により原告を強制的に精神科病院に移送して即日医療保護入院を実現させた本件事案一連の手続き（以下「本件医療強要手続」という。）を個々の場面に分断して判断し、認定事実及び法令の要求から既に自明であった手続保障上の違法があるにもかかわらず、適用すべき条文を取り違え、本来適用されるべき法令の要求に対する判断を遺脱して脱法行為を許容した違法があり、よって、判決に影響を及ぼすべき判断の遺脱（民事訴訟法第 338 条 1 項 9 号該当事由）がある。

2 人を強制的に精神科病院に移送して医療保護入院を実現する手続が、法第 34 条に拠らなければならないことは、原判決も認める法令の要求であり公知の事実でもある。

3 そして、原判決は、本件拉致が、法第 34 条に反すると認める。

4 法第 34 条につき、既に原審で示されていた国会議事録から厚生省（当時）による説明をみるに、「一定の診断行為、手続行為を行って、それから搬送車に、搬送の手段に乗って病院へ行くという一連のものとして、その手続を経ないで民間でやるというのは好ましくない」「都道府県知事の責任において適切な医療機関へ移送する制度を整備することが基本的な考え方でございます。したがって、都道府県知事の責任において搬送ということがまず基本でございますので、単に業者に任せるといったことは念頭にございません。」「少なくとも御本人を本当に拘束せざるを得ないのかどうかという一定の手続をと

るためには、単にこれをそのまま民間にお任せするということは適切ではない。」「やはりそういうものを民間がやっていただくのは好ましくないというか、やらないでほしいという気持ちでこの制度を創設したわけであります。」とある（平成11年5月21日第145回国会厚生委員会第11号及び国民福祉委員会第8号議事録より。）。

5 また、これも既に原審で示されていた、厚生省（通達当時）通達として法第34条の手続を定めた「精神障害者の移送に関する事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）では、保健所への相談、都道府県知事への連絡、指定医による診察が必要であるか否かの都道府県職員による現地調査、都道府県知事による指定医の指定、同医師による診察及び直ちに入院が必要か否かの判断、都道府県職員による移送対象者に対する移送についての説明及び不服申し立て手順の書面による通知、移送の際の都道府県職員による同行などが、都道府県知事の責任において行われ、すなわち、本人を直ちに拘束して精神科病院に入院させる必要性のあることを事前に確定させた後に、同人の身体的自由を奪い、強制的な移送とその後の医療保護入院を行う手続保障を定めており、これも公知の事実である。

6 そして、法第34条の手続きにおいては、法第33条のうち法第34条を前提とする医療保護入院の予定されていることが、法第33条の条文から明らかな法令の要求である（法第33条1項2号。保護者選任前の場合には同2項のうち法第34条2項を前提とする部分。）。

7 よって、法第34条、事務処理基準、及び、法33条のうち法34条を前提とする部分が、人を強制的に精神科病院に移送して医療保護入院を実現する場合において、公の機関によって行われるべき一連の手続保障を定めた法規であり、人身の自由の剥奪に関する手続保障を定めることから、憲法第31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、

その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」
にいう手続保障を定める法規であることになる。

- 8 これを本件についてみるに、精神科病院への移送が違法な拉致監禁で行われ、すなわち、はじめに身体的自由を奪って移送した後、法第33条1項1号による医療保護入院（法第34条の移送によらないもの。保護者選任前は同2項のうち34条の移送によらないもの。）の実現されたことが、既に原審において確定された事実であり、これを上記法令の要求する手続保障に照らせば、身体的自由を奪うのと、その必要性、診断及び入院の必要性の判断との順序を逆にした医療保護入院、すなわち、違法拉致監禁なしには実現され得ない医療保護入院手続など許されないから、本件入院が違法であることは明らかである。
- 9 また、本件では、移送に際し不服申し立ての機会を保証する事務処理基準の要求に反し、本件入院に係る診断及び入院の必要性の判断の材料、すなわち、診断材料となった本件報告書、本件紹介書及び被告順子よりの聴取内容が、第一審に係る訴えの提起後まで原告に対し開示されなかった事実を被告長谷川病院が認めているのであり（争いのない事実）、本件入院が、本人に内容を知らせず不服申し立ての機会さえ与えない診断材料について、内容虚偽としてどのようにでも偽造もしくは変造の可能な手続の様態で行われた医療保護入院であることも、既に原審において明らかな手続保障上の違法である。
- 10 さらに、原審において、被告長谷川病院が自白し、また、東京都衛生局に確認済の通り、被告長谷川病院は、法上都道府県知事の定める指定病院ではなく、よって、手続保障上法令の要求する「適切な医療機関」（上記国会議事録からの引用）でもないことが公知の事実である。
- 11 そうすると、原判決における、本件拉致を違法とし、また、被告長谷川病院が本件拉致の事実を知りえていたとしながらも、被告長谷川

病院は、被告順子及び同行男が連れてきた原告を診察して入院させたのだから法第33条1項1号（医療保護入院のうち法34条の移送によらないもの。保護者選任前は同2項のうち34条の移送によらないもの。）に違反しておらず適法とした判断は、本来適用されるべき法令の要求（手続保障）をないがしろにする判断であり、「本件医療強要手続」の一連の過程を個々の場面に分断し、適用すべき条文を取り違えて、脱法行為（違法拉致監禁なしには実現され得なかった医療保護入院措置）を許容した判断であることになる。

- 12 また、原判決のいう、被告長谷川病院が、本件拉致に直接関与したわけでも指揮したわけでもないとする認定、並びに、主たる診断材料にもかかわらず原告本人に開示されなかったことに争いのない本件報告書、本件紹介書や被告順子よりの聴取内容等を並べ立てて本件入院を正当とする認定は、同脱法行為の許容に他ならず、被告長谷川病院について、法令の要求に精通すべき研鑽義務及び同要求を全うすべき注意義務に対する義務違反、並びに、本件入院の違法性につき、とうていこれを否定すべき事由にはならないと判断されるのが相当である。
- 13 以上から、原判決には、認定事実及び法令の要求から既に自明であった手続保障上の違法があるにもかかわらず、「本件医療強要手続」の経緯を個々の場面に分断して判断し、適用すべき条文を取り違え、本来適用されるべき法令の要求に対する判断を遺脱して脱法行為を許容した違法、すなわち、判決に影響を及ぼすべき判断の遺脱があるから、本件再審では、本件入院における手続保障上の違法が認められ、本件入院が違法であるとの判断がなされるべきである。
- 14 そして、再審被告らの不法行為については、上記手続保障上の違法を実現させた原因として、その違法性が判断されるべきである。

第4 関連事件で明らかとなった事実の援用

- 1 原判決確定後、関連事件 1 及び同 2 では、下記(1)及び(2)の、当事者間で争いのない事実がある。
 - (1) 本件で主な診断材料となった本件報告書につき、作成者である**精神保健福祉士 T**が、同報告書作成及び交付にあたり、原告に対し連絡も確認も行っていないと自白し、かつ、被告順子以外の情報源を明かそうとしない、すなわち訴訟上同情報源が不明である事実（関連事件 1）。
 - (2) 原告が当時訴えていた犯罪行為等を示す映像音声記録等について、本件関与者ら、すなわち、被告順子、被告行男、被告長谷川病院、**精神保健福祉士 T**、高橋龍太郎、敷島警備保障有限会社、及び、宮内茂の誰一人として確認も検証もしておらず、よって、同犯罪等の嫌疑がうやむやのまま、本件報告書等をもって、同犯罪行為等を被害妄想とする「本件医療強要手続」の行われた事実（本件及び全関連事件）。
- 2 そうすると、「本件医療強要手続」においては、法令の要求する手続保障上、原告に対し説明され、不服申し立ての機会の与えられるべきであった診断材料が、本件再審被告らにより原告に対して隠されていただけでなく、原告本人に対する確認なく作成され、さらには被告順子以外の情報源が明らかにされない事実があり、かつ、法規の要求どおり不服申し立ての機会が与えられていれば当然、原告の身体的自由が違法に奪われる前に、当時原告の訴えていた犯罪行為等がはたして精神医療の強要で解決すべき問題かどうかを問う判断材料として検証されていたはずの多数の映像音声等記録が、本件関与者ら全員によってないがしろにされていた事実が確定しているのである。
- 3 原告は、上記事実を、「本件医療強要手続」における手続保障上の違法の軽重及びその度合の判定において考慮すべき事実として援用する。

4 また、本件再審の訴えにおいては、上記事実及び既に述べた手続保障上の違法の様態から、原判決の証拠となった書証、すなわち本件入院に係る診断材料として認定された、本件報告書、本件紹介書や被告順子からの聴取内容、それから、同診断材料を基に記された診療録等は違法とされ、同証拠からの認定については、内容虚偽として、民事訴訟法第338条1項6号「判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。」が類推されるべきである。

5 同類推においては、同書証が内容虚偽としての偽造もしくは変造可能な手続き様態において作成・利用された事実、また、その内容、すなわち、「見えない組織に狙われている」といった報告内容には、同内容と反対の事実を示し、かつ、全く検証のなされていない多数の映像音声等証拠のある事実が、民事訴訟法第338条2項「証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないとき」に相当すると思料するし、また、訴訟の提起後にはじめて明かされた診断材料に虚偽のあることを原告が証明できるかのみを問うことは、手続保障の要求に反し相当ではない。

添 付 書 面

1 原判決書写し 1部

証 拠 方 法

必要に応じ、追って提出する。

以 上

【 2015 年 6 月 24 日 修正 版 追 記 】

2014 年 6 月 24 日 修正 版 での、「[違 法 拉 致 冤 病 の あ ら す じ と 証 拠](#)」 修正 版 に 同 じ く、あ る 精 神 保 健 福 祉 士 の 氏 名 の 記 載 さ れ て い た 部 分 を「[精 神 保 健 福 祉 士 T](#)」 へ、同 精 神 保 健 福 祉 士 の 所 属 会 社 名 称 を「[EAP 社](#)」と 修 正 し て い ま す。以 下、同 修 正 に 至 っ た 経 緯 を 時 系 列 で 示 し ま す。な お、日 付 は す べ て 2015 年 の も の で す。

- 1 精 神 保 健 福 祉 士 T 及 び 同 所 属 会 社 の 代 理 人 よ り、4 月 10 日 付 で、本 書 を ホ ス ト し て い る プ ロ バ イ ダ 対 し、プ ロ バ イ ダ 責 任 制 限 法（特 定 電 気 通 信 役 務 提 供 者 の 損 害 賠 償 責 任 の 制 限 及 び 発 信 者 情 報 の 開 示 に 関 す る 法 律）に 基 づ き、修 正 前 の 本 文 書 に は 名 誉 権 の 侵 害 が あ る と の 侵 害 情 報 提 供 と と も に、送 信 防 止 措 置 を 講 じ る よ う 申 し 出 が あ り ま し た。[過 去 2 件](#) と 異 な り、プ ラ イ バ シ ー 侵 害 の 主 張 は あ り ま せ ん で し た。国 家 資 格 に 基 づ い た 行 為 が プ ラ イ バ シ ー に 当 た る と い う 主 張 に は 無 理 が あ る と 考 え た の か も し れ ま せ ん。
- 2 4 月 15 日 付 文 書 で、プ ロ バ イ ダ よ り 私 対 し、プ ロ バ イ ダ 責 任 制 限 法 第 3 条 2 項 2 号 に 基 づ き、送 信 防 止 措 置 を 講 ず る こ と に 同 意 す る か ど う か の 照 会 が 行 わ れ ま し た。
- 3 4 月 22 日 付 文 書 で、送 信 防 止 措 置 に 同 意 し な い 旨 を 示 す と と も に、回 答 の 理 由 を 記 載 し、プ ロ バ イ ダ 対 し、回 答 を 行 い ま し た。プ ロ バ イ ダ 側 提 供 の 解 答 欄 は 小 さ す ぎ る た め、理 由 を 別 紙 と し て 送 付 し ま し た。[同 回 答 書 別 紙 は、こ ち ら で す（PDF 版）](#)。同 回 答 書 及 び 下 記 プ ロ バ イ ダ の 判 断 に つ き ま し て は、プ ロ バ イ ダ 責 任 制 限 法 の 運 用 に お け る 問 題 点 を 探 る 方 々 に と り ま し て も、ご 参 考 に な る か と 思 い ま す。
- 4 6 月 19 日 付 文 書 で、プ ロ バ イ ダ よ り 私 対 し、プ ロ バ イ ダ 側 で の 検 討 の 結 果、修 正 前 の 本 文 書 に、同 プ ロ バ イ ダ の 約 款（下 記）に 抵 触 す る 部 分 が あ る と 判 断 し た と の こ と で、同 部 分 の 削 除 要 請 が あ り ま し た。[過 去 2 件](#) よ り も 範 囲 が 限 定 さ れ て い ま す。

（同 約 款 の 6「IP 通 信 網 サ ー ビ ス に お け る 禁 止 事 項」よ り、抵 触 す る と さ れ た 項 目 の 抜 粋）

（3）他 人 を 誹 謗 中 傷 し、又 は そ の 名 誉 若 し く は 信 用 を 毀 損 す る 行 為

今回も、回答書の内容をどのように検討し、どのような理由で結論に至ったかの説明はありません。規約に抵触すると判断した、という結論だけがあり、6月25日までに修正しないと文書の表示を停止する、対応しないと契約を解除する、という内容です。どうもこの国では、立場が強ければ説明責任はない、というのが当たり前のようです。ジョン・スチュアート・ミルの「自由論」に代表される近代法の精神、自由と責任に係る考え方が、日本社会においては猿真似でしかない、日本社会は、近代法の精神において、100年以上遅れている、と思えます。

- 5 とはいえ、前2件と同様、私のサイトの趣旨から、精神保健福祉士 T 及び勤務先企業の名前が記載されているかどうかという問題は、本来無関係であるはずのプロバイダと争うほど優先度の高い問題ではなく、また、プロバイダを変えたり海外にホストしたりといった姑息な手段を取るよりも、プロバイダの判断についての事実を記載して対応し、民事訴訟で認定された事実に対してさえ、公共の利益に係る医療関係者及び企業の名前が、説明責任なしに隠されることに対する是非の判断は読者の方々に行っていただくほうがよいと考え、6月24日、修正版を発行しました。

以上が、2015年6月24日修正版発行の経緯となります。

2015年6月24日
戸崎 貴裕

【 ご支援・ご協力について 】

本コンテンツは、[AGSASサイト](#)（疾病偽装、医療偽装、安全安心偽装ストーキング情報サイト）の一部です。2005年のサイト開設以来、調査、コンテンツ作成等を自費でまかない、ご支援のお申し出があるたびにお断りさせていただいてきたのですが、ここ数年、生活妨害がひどくなる一方の状況を鑑み、ご支援の願いを掲載するに至りました。

つきましては、サイトの内容が有用であったとお考えの方、また、管理人の活動をご支援いただける方におかれましては、下記口座までお好きな金額をお振込みいただけますと幸いです。

三井住友銀行 渋谷支店（654）普通口座 5073008 名義 トサキ タカヒロ

昨今は振込に対しご不安をお持ちの方もいらっしゃると思います。その際には、管理人が入金確認をいたしますので、前記メールアドレスまで、件名を「要入金確認」とし、振込人様のお名前と金額をお伝えいただければ、入金確認後に折り返しメールさせていただきます。ただし、前記の通り年間4万から5万通前後の

迷惑メールがくる状態ですので、誠に申し訳ございませんが、入金確認は金額が1,000円以上の場合のみとさせていただきたく、ご理解の程お願い申し上げます。

なお、ご意見やご要望とは異なり、ご入金を理由にサイトの方針、活動内容やコンテンツの内容を変更することはいたしません。ご了承願います。

2014年6月29日

戸崎 貴裕